

自然・鳥獣保護部会の審議状況等について

平成24年4月
自然環境保全課
森林保全課

1 所掌事務

「自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条)、京都府環境審議会運営要領(第3条)

2 平成23年度の審議状況等

項目	開催日・審議内容		
	H23. 9. 13	H23. 10. 13	H24. 3. 7
生態系維持回復事業計画 (守り育てる条例第78条の2)	4地域(岩戸山、花背大悲山、小塩山、禅定寺)	—	—
保全回復事業計画 (希少生物保全条例第31条)	4種(ナゴヤダルマガエル、ヒヌマイトトンボ、カタハガイ、イワギリソウ)	—	—
鳥獣保護区の指定(鳥獣法第28条)	—	1地区(毛島鳥獣保護区)	—
鳥獣保護事業計画(鳥獣法第4条)	—	第10次計画(鳥獣保護区)の一部変更	第11次計画の策定
特定鳥獣保護管理計画 (鳥獣法第7条)	—	イノシシ第1期計画の策定	ニホンジカ第4期計画、ツキノワグマ第3期計画、ニホンザル第2期計画の策定
狩猟期間の延長(鳥獣法第14条) 狩猟捕獲の禁止(鳥獣法第12条)	—	イノシシ狩猟期間の延長 シカ捕獲制限の一部解除	ツキノワグマの狩猟捕獲の禁止
【専門委員会】 指定希少野生生物保全 検討委員会	第1回(6/10) 希少種対策に関する府施策の概要説明 第2回(7/28) 府レッドデータ更新調査の体制整備 第3回(10/12) 府レッドデータ更新状況報告 第4回(1/24) 府レッドデータ更新調査結果と生息地外保全について		

3 平成24年度審議予定事項

項目	内容 / 目的
生態系維持回復事業計画(守り育てる条例第78条の2)	府自然環境保全地域における生態系保全に関する計画
男山、金剛院、片波川源流域、丹後上世屋内山保全地域	
指定希少野生生物の指定(希少生物保全条例第9条)	指定希少野生生物の追加指定
保全回復事業計画(希少生物保全条例第31条)	指定希少野生生物の保全回復に関する計画
鳥獣保護区の指定(鳥獣法第28条)	府指定鳥獣保護区の新規指定
鳥獣保護事業計画(鳥獣法第4条)	国の基本指針に即して知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画
【専門委員会】指定希少野生生物保全検討委員会	府レッドデータブックの更新及び府生物多様性地域戦略(生物多様性基本法第13条)の策定

(参考)

守り育てる条例 : 京都府環境を守り育てる条例

希少生物保全条例 : 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

鳥獣法 : 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の概要について

平成24年4月20日
京都府農林水産部森林保全課
(電話075-414-5022)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画について、平成24年度を始期とする5カ年計画の更新等の手続を下記のとおり行いましたので、御報告します。

名称	期	区分	計画期間	内容／目的
鳥獣保護事業計画	第11次	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の基本指針に即して知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(鳥獣法第4条) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護区の指定と整備 (67箇所26,829ha→69箇所27,245ha 416ha増) ・ 鳥獣の捕獲許可基準 ・ 特定猟具禁止区域の設定 (69箇所250,495ha→69箇所50,079ha 416ha減) ・ 特定鳥獣保護管理計画の作成(計画期間:H24.4.1～H29.3.31 ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ)
特定鳥獣保護管理計画				<ul style="list-style-type: none"> ■ 個体数が著しく増加又は減少している特定鳥獣の保護管理に関する計画(鳥獣法第7条)
ニホンジカ	第4期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ シカによる農林業被害の軽減と個体群の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害半減に向け年間捕獲目標を設定(オス6,000頭、メス12,000頭)(①3月15日まで狩猟期間(H22～の延長、②捕獲制限の緩和(わな制限なし、銃猟はメス制限なし、オス1頭/人・日) ・ 被害防除対策及びバッファゾーンの整備等による生息環境管理
ツキノワグマ	第3期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ クマの地域個体群の長期安定維持と人身被害回避、農林業被害軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体群別に保護管理目標を設定 (推定生息数:丹後 約300頭→捕獲上限24頭/年、丹波 約200頭→捕獲上限16頭/年) ・ 出没、クマ剥ぎ、果樹養蜂の被害対応マニュアルを見直し。人身、果樹被害対策を強化
ニホンザル	第2期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ サルの地域個体群の安定的維持と人身被害根絶、農作物被害・生活環境被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内を6地域の管理ユニット(36群れ)別に保護管理目標を設定 ・ 加害レベルの高い個体及び群れを特定し、有害捕獲と個体数調整により、適正頭数に誘導
イノシシ	第1期	新規	H23.11～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノシシによる農林業被害の軽減と個体群の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内を5つの管理区域ごとに保護管理目標 ・ 捕獲目標設定(①3月15日まで狩猟期間(H23～の延長、②捕獲目標の設定H24～H26年 26,000頭/年、H27、28年 10,000頭/年) ・ 被害防除対策及び実のなる木の植樹等による生息環境管理